

## 阿倍野キャンパスLAN運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育、研究及び診療等に関する情報を円滑に通信するために、大阪市立大学情報ネットワークシステム(以下「OCUNET」という)の支線ネットワークとして、阿倍野キャンパスに設置された大阪市立大学阿倍野キャンパス情報ネットワークシステム(以下「阿倍野キャンパスLAN」という)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(ネットワークの構成)

第2条 ネットワークは基幹ネットワーク及び支線ネットワークによって構成される。

2 基幹ネットワークは支線ネットワークを相互に接続し、上位基幹ネットワークであるOCUNETと接続する。

3 支線ネットワークは各建屋内及び各所属内に構築し、基幹ネットワークと接続する。

(運用管理)

第3条 阿倍野キャンパスLANの運用管理及びOCUNETとの接続にかかる運用管理は、情報システム課において行う。

(部局管理者)

第4条 ネットワークの運用管理を行うため、部局ネットワーク管理者(以下「部局管理者」という)を置き、医学研究科及び看護学研究科(以下「研究科」という)教員の中から2名選出し、内1名を阿倍野キャンパス総括ネットワーク管理者(以下「総括部局管理者」という)とする。

(部局運用担当グループ)

第5条 部局管理者を補佐し、基幹ネットワークを日常的に運用するために、部局ネットワーク運用担当グループ(以下「部局運用担当グループ」という)を置き、研究科教員の中から複数名選出する。内1名を阿倍野キャンパス総括ネットワーク運用担当者(以下「総括部局運用担当者」という)とする。

(所属ネットワーク担当者)

第6条 ネットワークの運用及び連絡調整のため各所属に所属ネットワーク担当者を置く。

(運営委員会)

第7条 基幹ネットワークの運用管理、OCUNETなど他ネットワークとの連絡調整に必要な事項は、阿倍野キャンパスLAN運営委員会(以下「委員会」という)において審議する。

(利用資格)

第8条 ネットワークを利用することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 研究科の教員及び職員
- (2) 研究科大学院生並びに医学科学生及び看護学科学生
- (3) 情報統括責任者(CIO)が定める基準に従い、総括部局管理者が認めた者
- (4) 前3号に定める者のほか、情報統括責任者(CIO)が認めた者。

(接続資格)

第9条 ネットワークに機器を接続することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 研究科の教員及び職員
- (2) 情報統括責任者(CIO)が定める基準に従い、総括部局管理者が認めた者
- (3) 前2号に定める者のほか、情報統括責任者(CIO)が認めた者。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、この規程及びこの規程に基づく定めを遵守し、ネットワークの円滑な運用を妨げてはならない。

(利用の停止)

第11条 利用者が、この規程又はこの規程に基づく定めを違反した場合、その他ネットワークの運用に重大な支障を生じさせた場合には、部局管理者は、一定期間ネットワークの利用を停止させることができる。

(施行の細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、ネットワークについて必要な事項は、委員会の議を経て総括部局管理者が定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。